

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(基本理念)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と食料自給率の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。</p> <p>3 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、農林漁業において小規模の農林漁業者が果たしている役割の重要性に鑑み、その能力が活用されるように配慮されなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 3 4 [略]</p> <p>5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くほか、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 3 4 [略]</p> <p>5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。</p>

ない。

6 [略]

(基本計画)

第十六条 [略]

2 [略]

3 市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画を作成しようとする市町村の区域の農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市町村及び都道府県は、基本計画において第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案を、当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 [略]

(基本計画の変更)

第十七条 [略]

2 [略]

6 [略]

(基本計画)

第十六条 [略]

2 [略]

[新設]

3 市町村及び都道府県は、基本計画において前項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案を、当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 [略]

(基本計画の変更)

第十七条 [略]

2 [略]

3 前条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による基本計画の変更について準用する。

3 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は、第一項の規定による基本計画の変更について準用する。